

## 犯罪捜査参考人に対する協力謝金の支給要綱

平成 12 年 3 月 31 日

埼例規第 29 号・会・生安・刑総・交企・公一

警 察 本 部 長

犯罪捜査参考人に対する協力謝金の支給要綱の制定について（例規通達）

犯罪捜査参考人に支給する協力謝金の適正な運用を図るため、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成 12 年 4 月 1 日から実施することとしたから、誤りのないようにされた  
い。

なお、犯罪捜査参考人に対する協力謝金の支給要領の制定について（平成 9 年埼例規第  
19 号・会）は、廃止する。

別添

犯罪捜査参考人に対する協力謝金の支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)に定めるもののほか、犯罪捜査参考人(刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第223条第1項の規定により警察の求めに応じて警察施設に出頭した被疑者以外の者(埼玉県警察犯罪被害者支援要綱(平成28年務第1540号)に規定する犯罪被害者等を含む。)及び現行犯逮捕等犯人を逮捕する行為に直接協力し、警察施設に出頭した者をいう。以下同じ。)に対する謝金(以下「協力謝金」という。)の支給について必要な事項を定めるものとする。

(協力謝金の支給)

第2条 地域部鉄道警察隊長、交通部高速道路交通警察隊長及び警察署長(以下「署長等」という。)は、犯罪捜査参考人が取調べに応じた場合において、必要があると認めるときは、当該犯罪捜査参考人に対して協力謝金を支給するものとする。

(適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者に該当すると認められるものには、協力謝金を支給しないものとする。

- (1) 犯罪の嫌疑がある者
- (2) 事件の原因となった者で道義的に出頭することが期待される者
- (3) 謝金を辞退した者
- (4) その他協力謝金を支給することが妥当でない者

(協力謝金の額)

第4条 協力謝金の額は、次の表のとおりとする。

区分	出頭元の位置			備考
求めに応じ て出頭した	出頭警察施設の管轄	出頭警察施設の管轄		
	区域内の地域	区域外の地域		

場合（下欄の場合を除く。）	取調べが4時間までのとき	取調べが4時間を超えるとき	取調べが4時間までのとき	取調べが4時間を超えるとき	旅行行程200キロメートル以上	減額することができる。
	5,000円	10,000円	5,000円 + 交通費	10,000円 + 交通費	10,000円 + 交通費	
犯人を逮捕する行為に直接協力した場合	20,000円					増額又は減額することができる。

（注）1 旅行行程は、職員の旅費に関する条例（昭和27年埼玉県条例第20号）及び職員の旅費支給規則（昭和27年埼玉県規則第36号）の定める例により計算する。

2 交通費は、職員の旅費に関する条例第14条から第16条までに規定される鉄道賃、船賃又は航空賃により算出する。ただし、交通費に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

3 やむを得ず宿泊しなければならないと認めるときは、1泊につき13,000円をこれに加算する。

2 署長等は、犯人を逮捕する行為に直接協力した場合に支給する協力謝金の額を増額する必要があると認めるときは、当該事件の捜査を主管する警察本部の課長と協議するものとする。

（支給依頼責任者）

第5条 地域部鉄道警察隊、交通部高速道路交通警察隊及び警察署に、支給依頼責任者を置く。

2 支給依頼責任者には、地域部鉄道警察隊及び交通部高速道路交通警察隊にあっては当該事件の捜査を担当する隊長補佐、警察署にあっては当該事件の捜査を主管する課長又は課長代理（課長の配置のない警察署にあっては係長）をもって充てる。

（資金前渡担当者）

第6条 財務規則第55条に規定する資金前渡担当者は、地域部鉄道警察隊及び交通部高速道路交通警察隊にあつては総務部財務局会計課長が指定する者、警察署にあつては会計課長（課長を置かない警察署にあつては係長）とする。

（支給手続）

第7条 協力謝金は、財務規則第54条第1号に基づき資金前渡により支給するものとする。

2 支給依頼責任者は、協力謝金を支給する必要があると認めた場合は、協力謝金支給依頼書（様式第1）により所属長の承認を得た後、資金前渡担当者に送付して協力謝金の支給を依頼するものとする。

3 資金前渡担当者は、前項に規定する依頼を受けた場合は、当該取調べ終了後、当該犯罪捜査参考人に対して、協力謝金を支払うとともに、この者から領収書（様式第2）を徴するものとする。

（留意事項）

第8条 協力謝金の運用に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 協力謝金の支給対象に該当するか否かの判断について疑義が生じた場合は当該事件の捜査を主管する警察本部の課長、協力謝金の支給事務について疑義が生じた場合は総務部財務局会計課長とそれぞれ協議し、当該支給の判断を行うこと。

(2) 支給手続に支障を来すことのないよう、資金前渡担当者に対する事前連絡を徹底すること。

(3) 協力謝金を支給する場合は、当該犯罪捜査参考人に対し、領収書への署名を求めるものとする。

(4) 未成年者（既婚者及び有職者を除く。）の場合は、当該未成年者の親権者等の了解を得た上、協力謝金を支給すること。

（源泉徴収）

第9条 協力謝金の支給に当たっては、所得税法（昭和40年法律第33号）第204条第1項に該当しないため、源泉徴収は行わないものとする。

実施日

この例規通達は、平成12年4月1日から実施する。

実施日（平成 15 年 4 月 1 日会第 245 号）

この通達は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 18 年 3 月 23 日会第 175 号）

この通達は、平成 15 年 11 月 1 日から実施する。

実施日（平成 15 年 10 月 22 日務第 2344 号）

この通達は、平成 15 年 11 月 1 日から実施する。

実施日（平成 19 年 9 月 25 日務第 2537 号）

この通達は、平成 19 年 10 月 1 日から実施する。

実施日（平成 20 年 9 月 30 日務第 2725 号）

この通達は、平成 20 年 10 月 1 日から実施する。

実施日（平成 23 年 9 月 28 日務第 2104 号）

この通達は、平成 23 年 10 月 1 日から実施する。

実施日（平成 28 年 6 月 17 日務第 1540 号）

この通達は、平成 28 年 6 月 17 日から実施する。

実施日（平成 30 年 3 月 15 日会第 228 号）

この通達は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 30 年 6 月 14 日務第 1483 号）

この通達は、平成 30 年 6 月 14 日から実施する。

実施日（令和 3 年 2 月 12 日務第 235 号）

- 1 この通達は、令和 3 年 2 月 12 日から実施する。
- 2 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

実施日（令和 3 年 3 月 30 日務第 670 号）

- 1 この通達は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

実施日（令和 3 年 4 月 1 日務第 694 号）

- 1 この通達は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

2 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。



様式第2（第7条関係）

領 収 書

金 額							
		十	万	千	百	十	円

ただし

上記の金額を領収しました。

年 月 日

住 所

氏 名

電話番号

様